

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 内 閣 府

(内 閣 府 本 府)

不 当 事 項

役 務

- (1) 委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの
(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

補 助 金

- (2) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(15)

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計 (組織)内閣本府
	(項)経済財政政策費
	(項)地方創生支援費
	(項)沖縄政策費
	(項)沖縄振興交付金事業推進費
	(組織)地方創生推進事務局
	(項)地方創生推進費
	内閣府及び厚生労働省所管
	年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)(令和7年度以降は、子ども・子育て支援特別会計(子ども・子育て支援勘定))
	(項)子ども・子育て支援推進費
	(項)地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費
部 局 等 補助等の根拠	内閣府本府、沖縄総合事務局、8都府県 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)、地域再生法(平成17年法律第24号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、予算補助